

令和8年度 仁淀川町地域おこし協力隊受入委託業務  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年4月9日

(目的)

第1条 この要領は、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、仁淀川町地域おこし協力隊受入委託業務を実施する業者の選定について、必要な事項を定める。

(審査委員会)

第2条 プロポーザルによる業者の選定を厳正、かつ、公正に行うため、仁淀川町地域おこし協力隊受入委託業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

2 審査委員会は、委員長及び委員で組織し、委員長は仁淀川町副町長とする。委員は町長が指名したものとする。

(プロポーザル参加業者の選定)

第3条 プロポーザル参加業者は、告示と町ホームページで公募し、「仁淀川町地域おこし協力隊受入委託業務公募型プロポーザル募集要領」に規定する資格要件を満たす者より選考し、町長の決裁を経て決定する。

(業者の選定)

第4条 審査委員会は、プロポーザル参加業者からの企画提案書、見積書を審査・評価する。また、業者を選定し、町長に報告する。

2 前項により選定された業者は、町長の決裁を経て決定する。

3 町長は、選定結果をプロポーザル参加業者に通知するとともに、決定業者と「仁淀川町地域おこし協力隊受入委託業務」の請負契約を結ぶことができる。

4 前項の選定業者と7日以内に協議が調わない場合は、次点の業者を決定業者とし「仁淀川町地域おこし協力隊受入委託業務」の請負契約を結ぶことができる。

(審査基準)

第5条 審査基準は、次の各号に掲げる項目とし、様式は別に定める。

審査項目	審査基準
1 企画提案	・目的にふさわしく、具体的な企画内容か ・地域おこし協力隊員と適切な関係性を構築できる提案か ・業務を遂行できる能力・技術力かどうか ・仕様書で想定している以上の独自性や事業効果が高まることが期待できる提案が含まれているか
2 業務実績	・実績についてはどうか
3 見積金額	・企画提案内容に見合った適切な見積もりとなっているか

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。